

条 例 案 の 概 要

議案第59号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴う所要の改正

手数料を徴収する事務から個人番号カードの再交付に係る規定を削除
個人番号カードの発行及び手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）であることが明確化されたことに伴い、これまで条例に基づき徴収していた個人番号カードの再交付に係る手数料がJ-LISからの受託に基づく徴収となるため、当該手数料についての規定を削除するもの

（別表関係）

2 施行期日

令和3年9月1日

議案第60号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正

(1) 電磁的記録に関する規定の整備

家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図るため、家庭的保育事業者等が記録、作成等を行う書面について、電磁的記録による整備を原則認めることとする規定を定めるもの

（第49条関係）

(2) その他所要の改正

2 施行期日

公布の日

議案第 6 1 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正

(1) 利用調整に関する規定の整備

保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）を利用するに当たり、保育の需要に足りる保育所等が不足し、又はそのおそれがある場合に市が行う利用調整について、当分の間、保育所等の不足等の有無にかかわらず、全ての場合において行うものとするもの

（第 4 2 条第 4 項関係）

(2) その他所要の改正

2 施行期日

公布の日

議案第 6 2 号 幸手市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

都市計画道路西口停車場線沿道の土地利用について、市の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出と周辺環境との調和が図られた街並みを形成するため幸手駅西口地区地区計画を定めることに伴い、当該地区の地区整備計画区域における建築物の用途を制限する規定の整備

(1) 適用区域 幸手駅西口地区地区整備計画区域

(2) 場 所 都市計画道路西口停車場線の沿道

(3) 建築物の用途制限

地区区分	A地区（近隣商業地域）	B地区（第一種住居地域）
地区面積	約2.0ha	約1.4ha
建築物の用途制限（建築してはならない建築物）	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの 3 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる事業を営む工場 4 倉庫業を営む倉庫 5 畜舎（床面積が15㎡を超えるもの） 6 葬祭場、セレモニーホール	1 畜舎（床面積が15㎡を超えるもの） 2 葬祭場、セレモニーホール （A地区1～4に該当する建築物は、建築基準法の規定によりB地区では建築不可）

（別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日

公布の日